

地球温暖化対策報告書への 夏の節電対策記載の手引き

東京都環境局

目次

1. 節電対策への協力	p1
2. 報告書制度を活用した節電対策の推進	p1
3. 報告書への記載とその位置づけ	p1
4. 報告書の提出期限と前倒し提出	p2
5. 報告書その1への記載の仕方	p2
6. 報告書その2への記載の仕方	p3
7. 政府の小口需要家対策との関係について	p4
8. 記載例	p5
①地球温暖化対策報告書（その1）.....	p5
②地球温暖化対策報告書（その2）.....	p6
9. 参考資料	p7
政府の「節電行動計画標準フォーマット」を記載する場合	
①オフィス.....	p7
②卸・小売（食品スーパー除く）.....	p8
③食品スーパー.....	p9
④医療機関.....	p10
⑤ホテル・旅館.....	p11
⑥飲食店.....	p12
⑦学校.....	p13
⑧製造業（工場）.....	p14

1. 節電対策の必要性

3月11日に発生した東日本大震災の影響により、福島第一原子力発電所を始めとした東京、東北電力管内の発電所が甚大な被害を受け、極めて深刻な電力供給状況となりました。

こうした事態を踏まえ、政府では、「夏期の電力需給対策」を発表し、電力需要抑制の目標を、大口需要家、小口需要家、家庭に対し、均一に15%に設定しています。政府では、原則的に夏期の計画停電は不実施としていますが、老朽（休止中）火力や被災火力の緊急復旧など電力の供給には未だ不安定要素が多く、予断を許さない厳しい需給状況が予想されています。

東京都は、5月27日に「東京都電力対策緊急プログラム」（以下、「緊急プログラム」という。）を策定、公表し、特に、地球温暖化対策報告書制度の対象となる中小規模事業所に多い小口需要家向けには、業界団体とも連携を図りながら、地球温暖化対策報告書（以下、「報告書」という。）を積極的に活用し、今夏の節電対策を実施しています。

2. 報告書制度を活用した節電対策の推進

報告書制度をご提出していただいている事業者の皆様におかれましては、既に地球温暖化対策メニューに取り組むなど、温暖化対策を通じて日々、省エネを推進していただいているところです。また、報告書の作成、提出を通じて、温暖化対策を推進する組織体制や、毎月のエネルギー等の使用量の把握により、節電対策を実施するための基盤が整ってきています。また、報告書の内容は、具体的な節電対策を立案するうえでも役立つ情報ですので、節電対策への報告書の活用をお願いします。

今夏の節電対策については、全ての事業所、あらゆる事業者様において、一歩踏み込んだ節電対策が必要となっています。

省エネ対策はこれからという事業者様については、まずは照明の間引き対策を皮切りに、一段さらに一段と節電対策を推進していただく一方、省エネ対策を進展させてきた事業者様におきましても、室内照明の照度を一から見直すなど、さらに踏み込んだ節電対策の実施をお願いします。

3. 報告書への記載のお願い

今夏の節電対策を確実に実施していくために、東京都では、報告書への節電対策の記載をお願いします。

地球温暖化対策報告書は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第八条の二十三に基づき、前年度の温室効果ガス排出量並びに地球温暖化の対策の取り組み状況等を報告していただくものとなっています。

報告書に取り組む事業者様におかれましては、今夏の節電対策の重要性に鑑み、報告書に実施される節電対策を記載していただくようお願いいた

します。

4. 報告書の早期提出のお願い

報告書の提出期限については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」第五条の十九においては、義務提出者は毎年度8月末日、任意提出者12月15日と定められています。

しかし、この夏を迎える前までに、節電対策を実施していくために、報告書への今夏の節電対策の記載と併せ、提出を前倒ししていただき、6月末日までの提出をお願いします。

東京都では、早期に提出していただいた報告書について、速やかに内容を公表していきますので、政府が求める「節電行動計画」の自主的な策定、公表としてもご活用していただけます。

5. 報告書その1への記載の仕方

報告書は、提出書と報告書（その1）報告書（その2）の3種類の様式から構成されています。

報告書（その1）については、事業者としての取組み方針や組織体制を記載していただくものです。

節電対策についても事業者としての取組みを、報告書（その1）の特記事項欄に記載するようにお願いします。

(文字制限 440 字)

節電対策の記載に必要な事項

- ① 今夏の節電対策であること。
- ② 事業者としての節電目標（〇〇%）

特記事項欄へ
今夏の節電対策を記載

第9号様式 その1

地球温暖化対策報告書（その1）			
1 事業者の氏名等			
事業者の氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)			
事業者番号			
2 報告する事業所等の全体の状況（ 年度）			
条例第8条の23第1項 報告事業所数	事業所	省エネルギー 使用量の合計	□
条例第8条の23第2項 報告事業所数	事業所	省エネルギー 使用量の合計	□
3 事業者としての取組			
取組方針			
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策
	対策番号	対策名	対策番号 対策名
4 特記事項			

(日本工業規格A列4番)

地球温暖化対策報告書（その1）

6. 報告書その2への記載の仕方

報告書（その2）については、都内の中小規模事業所について、それぞれ事業所ごとの取組みを記載していただくものです。

それぞれの中小規模事業所ごとに今夏に実施する節電対策の具体的な取組みを、報告書（その2）の特記事項欄に記載するようお願いします。

（文字制限528字）

節電対策の記載に必要な事項

- ① 今夏の節電対策であること。
- ② 事業所としての節電目標（〇〇％）
- ③ 具体的節電対策（計画）

特記事項欄へ
今夏の節電対策を記載

(裏)

4 地球温暖化の対策の実施状況				
	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
組織体制の整備				
エネルギー等の 使用状況の把握				
運用対策				
省エネルギー対策				
設備保守対策				
設備導入対策				
5 特記事項				

地球温暖化対策報告書（その2）
裏面

連鎖化事業者様に代表されるように、それぞれの事業所の均質性が高く、事業所ごとの節電対策に差異が無い場合には、**報告書(その2)への記載を省略し、報告書(その1)に各事業所の具体的な節電対策をまとめて記載していただいて差し支えありません。**

特記事項欄

報告書(その1)

平成23年夏の節電対策について

目 標：昨年夏のピーク電力に比べ15%以上の節電

地球温暖化対策報告書への取組みを通じて整備した組織体制を活用し、各中小規模事業所における節電対策を確実に実施する。

各事業所における具体的な節電対策

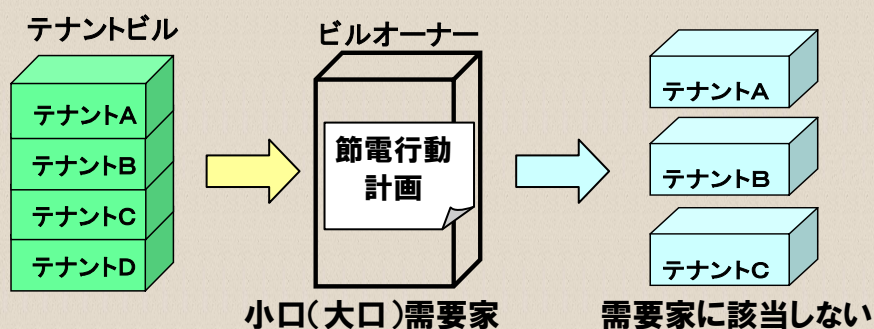
- ① 照明の半分程度の間引き実施（全体の約13%）
- ② 室内温度28℃の徹底（全体の約4%）
- ③ 共用部等の不在エリアの空調の停止（全体の約2%）

7. 政府の小口需要家対策の記載方法

今夏の電力需給対策として政府においても小口需要家向けに、それぞれの事業の形態に合わせて、8分野について「節電行動計画の標準フォーマット」を定めました。

東京都の地球温暖化対策報告書を提出していただく場合には、本冊子の巻末に政府の「節電行動計画の標準フォーマット」の対策を報告書に記載する場合の記載方法を示していますので、参考として下さい。

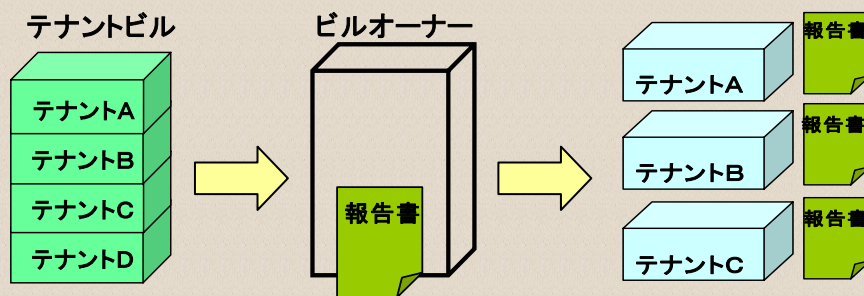
小口需要家…東京電力(東北電力)管内における東京電力及び特定規模電気事業者との契約が500kW未満の事業者



契約者単位ごと

テナントビルにおいては、電力会社との電力契約の当事者であるビルオーナー等が需要家となり、テナントは電力会社との直接の契約当事者ではないため、電力需給対策における需要家には該当しない。

中小規模事業所…都内に設置している原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の全ての事業所等



※ 需要家に該当しない、テナント事業者の皆様も節電対策に積極的にお取り組みいただき、報告書への記載並びに早期提出へのご協力をお願いします。

8. 記載例

第9号様式 その1

地球温暖化対策報告書（その1）				
1 事業者の氏名等				
事業者の氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)				
事業者番号				
2 報告する事業所等の全体の状況（ 年度）				
条例第8条の23第1項 報告事業所数	事業所	原動機エネルギー 使用量の合計	kL	
条例第8条の23第2項 報告事業所数	事業所	原動機エネルギー 使用量の合計	kL	
3 事業者としての取組				
取組方針				
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
4 特記事項				
<p>平成23年夏の節電対策について</p> <p>目 標：昨年夏のピーク電力に比べ15%以上の節電</p> <p>地球温暖化対策報告書への取組みを通じて整備した組織体制を活用し、各中小規模事業所における節電対策を確実に実施する。</p>				

(日本工業規格A列4番)

(裏)

4 地球温暖化の対策の実施状況

	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
組織体制の整備				
エネルギー等の 使用状況の把握				
省エネルギー対策	運用対策			
	設備保守対策			
	設備導入対策			

5 特記事項

平成23年夏の節電対策について

目標：昨年夏のピーク電力に比べ15%以上の節電を実施

具体的な節電対策

- ① 照明の半分程度の間引き実施（全体の約13%）
- ② 室内温度28℃の徹底（全体の約4%）
- ③ 共用部等の不在エリアの空調の停止（全体の約2%）

(日本工業規格A列4番)

政府「節電行動計画標準フォーマットと報告書記載用簡略表現対応

オフィスビル

政府「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」と東京都「地球温暖化対策報告書制度」 対応表（全事業者対策ほか）

5つの基本アクション		節電効果	地球温暖化対策報告書記載用 簡略表現	対策番号
照明	・執務エリアの照明を半分程度間引きする。	13%	照明の（半分程度の）間引き実施	
	・使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%	不使用エリアの消灯徹底	C101
空調	・執務室の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	4%	室内温度28℃の徹底	C106
	・使用していないエリアは空調を停止する。	2%	不在エリアの空調停止	C109
OA機器	・長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	3%	離席時OA機器の節電実施	C116

さらに節電効果が大きいアクション		節電効果	地球温暖化対策報告書記載用 簡略表現	対策番号
空調	・室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する。（外気導入による負荷を減らすため）。	5%	室内CO2濃度に応じた外気取入れ量調整	C125
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	3%	日射遮へい措置の実施	
	・冷凍機の冷水出口温度を高め設定し、ターボ冷凍機、ヒートポンプ等の動力を削減する（セントラル式空調の場合）。	2%	冷却水温度の高め設定（セントラル式空調）	C124
その他	・複数の事業者で交代で休業する。（7グループに分けて、輪番で週二日休業した場合）	14%	輪番作業の実施	

メンテナンスや日々の節電努力			地球温暖化対策報告書記載用 簡略表現	対策番号
照明	・昼休みなどは完全消灯を心掛ける。		昼休み消灯の実施	C105
	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。（従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。）		高効率照明器具への更新	E103
空調	・フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。		フィルターの定期清掃の実施	D104
	・電気室、サーバー室の空調設定温度が低すぎないかを確認し、見直す。		空調設定温度の見直し（電気室、サーバー室）	CA16
	・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。		室外機周辺の障害物撤去及び日よけ措置の実施	
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。		電力以外の空調熱源の優先運転	
	・朝の涼しい時間帯から設備を起動したり、分散起動すること（複数台数の場合）により、立上げによるピーク電力上昇を抑制する。		空調機の分散起動等の実施	
コンセント動力	・エレベーターやエスカレーター稼働を半減または停止する。		エレベーター等の運転台数の削減	C130
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。		差込プラグの引抜き実施（給湯機、給茶器、便座、エアタオル等）	
	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。		自動販売機の冷却停止時間の延長	
その他	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力の△15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。		デマンド監視装置導入による対策の実施（契約電力 △15%設定）	E136
	・コージェネレーション設備を所有している場合は、発電優先で運転する。		コージェネレーション設備の発電優先運転	

※「節電啓発」項目は省略しています。

政府「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」と東京都「地球温暖化対策報告書制度」
対応表(食品小売系以外の小売系の業種ほか)

4つの基本アクション		節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	・店舗の照明を半分程度間引きする。	13%	照明の半分程度の間引き実施	
	・使用していないエリア(事務室、休憩室等)や不要な場所(看板、外部照明、駐車場)の消灯を徹底する。	2%	不使用エリアの消灯徹底	C702 C703
空調	・店舗の室内温度を28℃とする(または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる)。	4%	室内温度28℃の徹底	C106
冷凍冷蔵	・業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	1%	冷凍・冷蔵庫の台数削減、ショーケース消灯、凝縮器洗浄	

さらに節電効果が大きいアクション		節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
空調	・室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	8%	室内CO2濃度に応じた外気取入量調整	C125
その他	・ピーク時間を避けるため、営業時間や営業日を短縮・シフトする。(系列5店舗間で輪番平日一日休業又は営業時間短縮した場合。)	10%	ピーク時間帯における営業時間の短縮、シフト	

メンテナンスや日々の節電努力		地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。(従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)	高効率照明器具への更新	E103
空調	・使用していないエリア(事務室、休憩室等)は空調を停止する。	不使用エリアの空調停止	C710
	・フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。	フィルターの定期清掃の実施	D104
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	日射遮へい措置の実施	
	・搬入口やバックヤードの扉を必ず閉め、売場の冷気流出を防止する。	ドア閉めによる冷気流出の防止	
冷凍冷蔵	・電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	電力以外の空調熱源の優先運転	
	・調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	設定温度の見直し(調理機器、冷蔵庫)	C612
	・冷凍・冷蔵ショーケースの吸込み口と吹出し口には商品を置かないようにすると共に、定期的に清掃する。	ショーケース吸込・吹出口の確保及び定期清掃	C615
コンセント動力	・オープン型の冷凍・冷蔵ショーケースについては、冷気が漏れないようビニールカーテンなどを設置する。	オープン型ショーケースの冷気流出防止設置	C614
	・デモンストレーション用の家電製品などはできる限り電源をオフにする。	デモンストレーション用家電製品の停止	
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	差込プラグの引抜き実施(給湯機、給茶器、便座、エアタオル等)	
その他	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	自動販売機の冷却停止時間の延長	
	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力の△15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	デマンド監視装置導入による対策の実施(契約電力 △15%設定)	E136
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	コージェネレーション設備の発電優先運転	

※「節電啓発」項目は省略しています。

政府「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」と東京都「地球温暖化対策報告書制度」
対応表（食品小売系の業種ほか）

5つの基本アクション		節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	・店舗の照明を半分程度間引きする。	11%	照明の半分程度の間引き実施	
	・使用していないエリア（事務室、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	2%	不使用エリアの消灯徹底	C101
空調	・店舗の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	1%	室内温度28℃の徹底	C602 C603
	・使用していないエリア（事務室、休憩室等）は空調を停止する。	1%	不使用エリアの空調停止	C610
冷凍冷蔵	・業務用冷凍・冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	5%	冷凍・冷蔵庫の台数削減、ショーケース消灯、凝縮機洗浄	

さらに節電効果が大きいアクション		節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
空調	・室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）。	4%	室内CO2濃度に応じた外気取入量調整	C125
その他	・ピーク時間を避けるため、営業時間や営業日を短縮・シフトする。（系列5店舗間で輪番平日一日休業又は営業時間短縮した場合。）	10%	ピーク時間帯における営業時間の短縮、シフト	

メンテナンスや日々の節電努力		地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。（従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。）	高効率照明器具への更新	E103
空調	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	日射遮へい措置の実施	
	・フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。	フィルターの定期清掃の実施	D104
	・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。	室外機周辺の障害物撤去及び日よけ措置の実施	
	・搬入口やバックヤードの扉を必ず閉め、売場の冷気流出を防止する。	ドア閉めによる冷気流出の防止	
冷凍冷蔵	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	電力以外の空調熱源の優先運転	
	・冷凍・冷蔵ショーケースの吸込み口と吹出し口には商品をおかないようにすると共に、定期的に清掃する。	ショーケース吸込・吹出口の確保及び定期清掃	C615
	・オープン型の冷凍・冷蔵ショーケースに冷気流出防止用ビニールカーテンを設置する。	オープン型ショーケースの冷気流出防止措置	C614
コンセント動力	・調理機器、業務用冷凍・冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	調理機器、冷凍冷蔵の設定温度の見直し	C612
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	差込プラグの引抜き実施（給湯機、給茶器、便座、エアタオル等）	
その他	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	自動販売機の冷却停止時間の延長	
	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力の△15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	デマンド監視装置導入による対策の実施（契約電力 △15%設定）	E136
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	コージェネレーション設備の発電優先運転	

※「節電啓発」項目は省略しています。

政府「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」と東京都「地球温暖化対策報告書制度」
対応表（宿泊型系の業種ほか）

5つの基本アクション		節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	事務室の照明を半分程度間引きする。	4%	照明の半分程度の間引き実施	
	使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	4%	不使用エリアの消灯徹底	C101
空調	病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1%	利用状況に応じた空調温度設定	
	使用していないエリア（外来、診療部門等の診療時間外）は空調を停止する。	1%	不使用エリアの空調停止	C417
	日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	1%	日射遮へい措置の実施	
さらに節電効果の大きいアクション		節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
空調	室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）。	2%	室内CO2濃度に応じた外気取入量調整	C125
メンテナンスや日々の節電努力			地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。（従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。）		高効率照明器具への更新	E103
	病棟では可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。		病棟の天井照明の消灯促進	
空調	フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。		フィルターの定期清掃の実施	D104
	搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。		ドア閉めによる冷気流出の防止	
	電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。		電力以外の空調熱源の優先運転	
コンセント 動力	調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。		設定温度の見直し（調理機器、冷蔵庫）	
	電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。		オートクレープの適正運用及び清掃点検の実施	
	電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。		差込プラグの引抜き実施（給湯機、給茶器、便座、エアタオル等）	
	自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。		自動販売機の冷却停止時間の延長	
その他	デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力の△15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。		デマンド監視装置導入による対策の実施（契約電力 △15%設定）	E136
	コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。		コージェネレーション設備の発電優先運転	

※「節電啓発」項目は省略しています。

政府「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」と東京都「地球温暖化対策報告書制度」
対応表（宿泊型系の業種ほか）

3つの基本アクション		節電効果	地球温暖化報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	客室以外のエリアの照明を半分程度間引きする	13%	以外の照明の半分程度の間引き実施	
空調	使用していないエリア(会議室、宴会場等)は空調を停止する。	1%	不使用エリアの空調停止	C417
	ロビー、廊下、事務室等の室内温度を28℃とする(または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる)。	2%	室内温度28℃の徹底	C106

さらに節電効果の大きいアクション		節電効果	地球温暖化報告書記載用短縮表現	対策番号
空調	客室外気給気／浴室排気システムの場合は、10時～17時の送風量を50%風量、または停止する。	2%	客室給排気の適正運転	

メンテナンスや日々の節電努力		地球温暖化報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)	高効率照明器具への更新	E101
	宴会場の準備、片付けの際には一般照明のみ点灯し、演出照明(シャンデリア等)は消灯する。	宴会場演出照明等の不使用時の停止	
	宿泊客への協力要請を通じて、客室の照明を抑制する(使用していない照明の消灯等)。	宿泊客への協力要請による客室照明の抑制	
空調	厨房排気を確認し適正な風量に調節する(過大な場合は外気を誘引してしまうため)。	厨房排気風量の調節	C421
	車の動きが少ない時間帯の駐車場給排気ファンの間欠運転をする。	駐車場給排気ファンの間欠運転	C121
	電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	電力以外の空調熱源の優先運転	
	日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	日射遮へい措置の実施	
	・宿泊客への協力要請を通じて、客室の空調を抑制する(温度設定を上げる等)。	宿泊客への協力要請による客室空調の抑制	
コンセント動力	エレベーターは10時～17時(空室時)に運転台数を削減する。	エレベータ等の運転台数の削減	C130
	客室冷蔵庫のスイッチは「切」で待機する。	客室冷蔵庫の待機時スイッチ「切」	
	給湯循環ポンプの10時～17時(空室時)の流量削減または停止する(中央給湯方式)。	給湯循環ポンプの流量削減や停止	
	電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	差込プラグの引抜き実施 (給湯機、給茶器、便座、エアタオル等)	
	自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	自動販売機の冷却停止時間の延長	
その他	デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力の△15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	デマンド監視装置導入による対策の実施 (契約電力 △15%設定)	E136
	コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	コージェネレーション設備の発電優先運転	

※「節電啓発」項目は省略しています。

**政府「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」と東京都「地球温暖化対策報告書制度」
対応表**

3つの基本アクション		節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	・使用していないエリア(事務室等)や不要な場所(看板、外部照明等)の消灯を徹底し、客席の照明を半分程度間引きする。	40%	照明の半分程度の間引き実施	
空調	・店舗の室内温度を28℃とする(または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる)。	8%	室内温度28℃の徹底	C106
厨房	・冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。	4%	冷凍冷蔵庫内詰め込み防止と温度調節の実施	C216 C215

メンテナンスや日々の節電努力			地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。(従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)		高効率照明器具への更新	E103
空調	・使用していないエリアは空調を停止する		不使用エリアの空調停止	C109
	・フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。		フィルターの定期清掃の実施	D104
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。		日射遮へい措置の実施	
	・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。		室外機周辺の障害物撤去及び日よけ措置の実施	
厨房	・使用していない機器(調理機器など)のプラグを抜く。		差込プラグの引抜き実施(不使用調理機器等)	
	・調理機器の設定温度の見直しを行う。		調理機器設定温度の見直し	
	・業務用冷蔵庫のドアの開閉回数や時間を低減し、冷気流出防止ビニールカーテンを設置する。		冷蔵庫ドア開閉回数の低減、冷気防止措置の実施	E116
コンセント動力	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。		差込プラグの引抜き実施(給湯機、給茶器、便座、エアタオル等)	
その他	・デマンド監視装置を導入し設定を契約電力の△15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。		デマンド監視装置導入による対策の実施(契約電力 △15%設定)	E136

※「節電啓発」項目は省略しています。

**政府「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」と東京都「地球温暖化対策報告書制度」
対応表（教育・研究系の業種）**

照明での基本アクション		節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	・教室、職員室、廊下の照明を間引きする。	6%	照明の(半分程度の)間引き実施	
	・点灯方法や使用場所を工夫しながら体育館の照明を1/4程度間引きする。	2%	体育館の照明の間引き実施	

メンテナンスや日々の節電努力			地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。(従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)		高効率照明器具への更新	E103
空調	・使用していないエリア(教室、音楽室等)は空調を停止する。		不使用エリアの空調停止	CB09
	・日射を遮るために、緑のカーテン、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。		日射遮へい措置の実施	
	・フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。		フィルターの定期清掃の実施	D104
	・特別教室(音楽室、コンピュータ室等)は連続利用する。		特別教室の連続利用	
	・電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。		電力以外の空調機の優先運転	
コンセント 動力	・プールの水位調整のための給排水を少なくするよう工夫する。		プール給排水量削減のため水位調整を工夫	
	・プール用水のろ過フィルタを清掃する。		プール用水ろ過フィルタの清掃	
	・待機電力を削減する。(特に夏休み中はパソコン、テレビ等のプラグをコンセントから抜く。)		差込プラグの引抜き実施(パソコン、テレビ等)	
	・献立や調理の工夫により食器等を減らして食器洗浄機を使用したり、熱風保管庫の使用時間帯をシフトするなど、ピーク電力を抑制する工夫をする。		食器等の削減、食器洗浄機の活用を工夫、熱風保管庫の使用シフトなどピーク抑制の工夫	CB32 CB33
その他	・手洗い等、水の流し放し、水の出しすぎに注意する。		手洗い等における節水の徹底	
	・節水こま、泡沫水洗を使用する。		節水こま、泡沫水洗の使用推進	

※「節電啓発」項目は省略しています。

製造業(工場)

政府「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」と東京都「地球温暖化対策報告書制度」
対応表(産業部門各種業種)

生産設備の節電メニュー	節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
・不要又は待機状態にある電気設備の電源オフ及びモーター等の回転機の空転防止を徹底する。	-	不要、待機中の電気設備の停止 回転機の空転防止	C904 他
・電気炉、電気加熱装置の断熱を強化する。(節電効果:保温施工の実施例)	7%	電気炉等の断熱の強化	E226

ユーティリティ設備の節電メニュー	節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号
・使用側の圧力を見直すことによりコンプレッサの供給圧力を低減する。(節電効果:単機における0.1MPa低減時)	8%	コンプレッサ供給圧力の低減	C914 他
・コンプレッサの吸気温度を低減する[設置場所の室温と外気温を見合わせる。](節電効果:単機における吸気温度10°C低減時)	2%	コンプレッサ吸気温度の低減	
・負荷に応じてコンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。(節電効果:コンプレッサ5台システムでピーク負荷60~80%の場合)	9%	負荷に応じた設備運転台数の制御 (コンプレッサ・ポンプ・ファン)	C915 他
・インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。(節電効果:弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し全圧が80%となった場合)	15%	インバータ機能を持つ設備の運転改善	
・冷凍機の冷水出口温度を高め設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。(節電効果:利用側の状況を確認しながら7°C→9°Cへ変更した場合)	8%	冷凍機の冷却水温度の高め設定	

一般設備(照明・空調)の節電メニュー	節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号	
照明	・使用していないエリアは消灯を徹底する。	-	不使用エリアの消灯徹底	C101
	・白熱灯を電球形蛍光灯やLED照明に交換する。(節電効果:白熱灯60W → ①電球形蛍光灯、②LED照明、に交換した場合)	①76% ②85%	高効率照明ランプへの更新	E201 E203
空調	・工場内の温度を28°Cとする(または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28°Cより若干引き上げる)。(節電効果:室内温度設定を2°C上げた場合)	6%	工場内温度28°Cの徹底	C106
	・外気取入量を調整することで換気用動力や熱負荷を低減する。(節電効果:換気ファンの間欠運転または停止により30%導入量を低減した場合)	8%	外気取入量の調整による換気動力や熱負荷低減	C125
	・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。(節電効果:日射の影響を受ける室外機によらずをかけた場合)	10%	室外機周辺の障害物撤去及び日よけ措置の実施	

その他の節電メニュー	節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号	
その他	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力△15%とし、警報発生時には予め決めておいた節電対策を実施する。		デマンド監視装置導入による対策の実施 (契約電力 △15%設定)	E236
	・設備・機器のメンテナンスを適切かつ定期的実施することでロスを低減する。		設備・機器の定期的メンテナンスの実施	D207 他
節電啓発	・節電担当を決め、責任者(社長・工場長)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。		節電担当の配置と節電会議・パトロールの実施	A202 A204
	・従業員の夏期の休業・休暇の分散化・長期化を促す。		従業員の夏期休業の分散化・長期化	
	・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。		従業員の家庭に対する節電情報の提供	

生産用動力の稼働シフトによる電力ピーク抑制	節電効果	地球温暖化対策報告書記載用短縮表現	対策番号	
稼働シフト	・バッチ処理工程を早朝や夜間へシフトする(早番・遅番対応等)。		バッチ処理工程の早朝・夜間へのシフト	
	・連続処理工程を昼間から夜間へシフトする(熱処理などの加熱工程等)。		連続処理工程の昼間から夜間へのシフト	
	・事務作業や昼休みの時間を調整し、電力ピークをシフトする。		ピーク時間に応じた昼休み時間等の設定	